



シリーズ  
日本経済を  
考える

60

# 諸外国の裁判例にみる 為替差損益に対する 課税問題の動向

財務総合政策研究所総務研究部 研究官

藤岡 祐治\*1

## 1. はじめに

近年、諸外国において為替差損益に対する課税が問題にされる事例が増えている。また、この点に関する専門家の関心も高まりつつある\*2。

日本においては、平成12年（2000年）の税制改正によって法人税法\*3に、平成18年（2006年）の税制改正によって所得税法に外貨建取引に関する法律上の規定が設けられるに至っている。もっとも、これらの規定と密接に係る為替差損益に対する課税について、日本ではあまり注目されてこなかった。

そこで、本稿では、為替差損益に対する課税が問題とされた近時の諸外国の事例の紹介を行いたい\*4。これらの事例を通じて租税法及び租税政策と通貨が実は密接な関係にあることが垣間見られるであろう。

そもそも、為替差損益が発生し、その課税が問題となることにはいくつかの背景がある。第一に、各主権国家等がそれぞれ通貨を発行していることである。第二に、それらの通貨の交換価値が

変動することである。これは、外貨又は外貨建資産若しくは負債を一定期間保有した場合に為替差損益が発生することを意味する。第三に、ある取引をするにあたって使用する通貨をその当事者が自由に決定できることである\*5。そして、最後に、課税との関係で重要なのは、納税に用いられる通貨、当事者それぞれが通常用いている通貨及び実際の取引で使用される通貨の三つが必ずしも同一であるとは限らないことである。

本稿の構成は次のとおりである。まず、2で為替差損益に対する課税に関して指摘されている課題を説明する。次いで、3で諸外国、特に欧州における具体的な事例を紹介する。最後に、4で簡潔にコメントする。

## 2. 為替差損益に対する課税が引き起こす所得課税上の論点

ここでは、実際に争われた比較的単純な事例を紹介した上、既存の研究において示されている為替差損益に対する課税のいくつかの論点の概観を

\*1) 本稿の作成にあたって、財務省財務総合政策研究所の大関由美子財政経済計量分析室長より有益な助言や示唆をいただいた。なお、本稿の内容や意見は全て筆者の個人的な見解であり、財務省及び財務総合政策研究所の見解を示すものではない。本稿はJSPS科研費15K16917の助成を受けたものである。

\*2) たとえば、民間の研究団体である国際租税協会（International Fiscal Association, IFA）の2009年の年次大会において為替差損益に対する課税が議題として取り上げられている。

\*3) これ以前は、法人税法施行令に外貨建債権債務の取扱いに関する規定が置かれていた。

\*4) 為替差損益に対する課税に関連して、そのヘッジ取引に対する課税も考える必要があるが、本稿ではヘッジ取引に対する課税の前提となる為替差損益それぞれ自体に対する課税のみを対象とする。

\*5) 神田（2004）19-21頁参照。

示す。

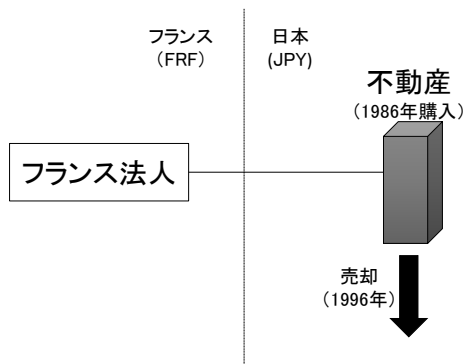
なお、為替差損益に対する課税が問題となるのは国際取引に限られるわけではない。もっとも、典型的には国際取引が多く、本稿で紹介する事例はいずれも複数の国が関わるものである。

## 2.1. 不動産の譲渡から生じた為替差益に対する課税：Société DGFP Zeta 事件\*6

### 2.1.1. 事案の概要

これは、2014年にフランスの行政事件の最上級審である国務院（Conseil d'État）によって判断された事案である。

この事案で問題とされたのは、不動産の譲渡とともに生じた為替差益に対する課税である。具体的には、日本で不動産賃貸事業を営んでいたフランス法人が1986年に購入した日本の不動産を1996年に売却した際に生じた為替差益（400万フラン）についてである\*7。



不動産の譲渡に伴って円によって計算された譲渡所得も発生しているが、この所得については日本で既に課税がなされていた。もっとも、別途生じていた為替差益についてフランスで申告はなされていなかった。そこで、フランスの課税庁がこ

の為替差益についてフランスで課税されるべきとして課税処分を行った。この課税処分について争われたのが本事案である。

### 2.1.2. 国務院判決

結論として、国務院は、日本で課税された譲渡所得に対する課税に加えて為替差益に対して別途フランスで課税することを認めなかった。

事案解決の鍵となったのが日仏租税条約\*8である。租税条約は、利子、配当、使用料といった所得の種類ごとに締約国間で課税権を配分している。重要なのは、租税条約によって租税が新たに課されるわけではなく、租税条約は国際的な二重課税を防ぐために、基本的に租税を軽減する方向に働く点である。実際、国務院は、仮にフランス国内法のみで考えた場合、本件のフランス法人の事業態様を前提にすると、為替差益を含めた不動産の譲渡から生じた所得全てをフランスで課税することができるとしていた。

本件で具体的に問題となったのは、不動産所得及び譲渡益に関して定めた規定についてである（日仏租税条約5条）。日仏租税条約では、フランスの居住者が日本国内に所在する不動産の譲渡から生ずる収益に関して、日本においてのみ租税を課することができることを定めている（同条約5条及び24条1(a)）。つまり、為替差益も不動産の譲渡から生ずる収益として日仏租税条約5条が適用されると、日本においてのみ課税ことができ、フランスは課税することができない。したがって、日仏租税条約5条の適用の有無が、フランスが課税できるかどうかを決することとなる。

\*6) CE, 12 Mar., 2014, Société DGFP Zeta, ECLI:FR:CESSR:2014:352212.20140312 (16 International Tax Law Reports 930 (2014)). Cortot-Boucher (2016) に本事件の簡潔な紹介がある。

\*7) 実際には、不動産の譲渡に伴う為替差益に加えて、不動産の購入に用いられた借入金についても為替差益（2,000万フラン）が生じていた。ただし、国務院では争点とされていない。

\*8) 1995年に全面改訂される前の日仏租税条約（所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約（昭和40年条約第11号））。本文では、以下、単に「日仏租税条約」という。

## 日仏租税条約

(不動産所得及びその譲渡益)

### 第5条

- 1 不動産から生ずる所得に対しては、その不動産が存在する締約国において租税を課することができる。
- 2 (略)
- 3 1の規定は、不動産の譲渡から生ずる収益についても適用する。
- 4 1及び3の規定は、企業の不動産にかかる所得……についても、また、適用する。

国務院は、日仏租税条約においては、不動産の譲渡によって生じた為替差益と同譲渡によってそれ以外に生じた収益を区別していないと判示した\*9。為替差益を含めた不動産の譲渡によって生じた所得は、日本においてのみ課税することができるということである。したがって、たとえ日本において為替差益部分に対して課税がなされていないとしても、フランスにおいて課税することは認められないとした。

## 2.2. 指摘されている課題

外国法人が日本の不動産を譲渡したことによって生じた為替差益が問題となった、このたった一つの事例からも、為替差損益に対する課税が抱えるいくつかの課題が明らかになる\*10。

第一に、そもそも為替差損益の発生によって納税者の経済的地位に変化があるのかということである。別の言い方をすれば、課税すべき「所得」が発生しているのかということである。

ここで、先の例にもう一度戻る。一方で、日本の観点からみると、不動産の譲渡による収益以外発生していない。他方で、フランスの観点からみると、不動産の譲渡による収益とは別に為替差益が発生しているとも考えられる。このように異なった見方が成り立ちうるが、留意すべきは、実際

に行われた取引は不動産の譲渡のみであるという点である。

別の例として、外貨による借入金が考えられる。借り入れた額と同額の外貨を返済したとしても、為替レートの変動によって借り手に利益又は損失が生じうる。

さらに、この点に関連して検討されるべきは、先の不動産取引のような為替差損益を発生させた取引と為替取引の関係である。為替取引をその起因となった取引に内在的なものとして両者を一体的に取り扱うことも考えられるが、為替取引を、課税上、独立した取引として扱うことも考えられる。

第二に、仮に為替差損益が課税すべき所得として発生しているとするならば、実際の課税に当たっては、いくつかの点について検討する必要がある。いずれも租税法の典型的な論点である。

まず、所得が資本所得や労働所得といったいくつかの所得に区分されている制度の下においては、所得区分について考えなければいけない。特に、所得区分によって適用される税率が異なるのであれば、その影響は大きい。

また、いつ課税するのかという課税のタイミングについても検討する必要がある。多くの場合は、不動産の譲渡のような取引を行った時点で課税されるが、これは課税のタイミングを調整することも意味する。そこで、損失の選択的実現を防ぐための措置を講ずることが考えられる。

さらに、国際取引の場合、所得がどこで発生したかという所得源泉について考えなければいけないが、為替差損益についても例外ではない。多くの国では、国内源泉所得と国外源泉所得で異なった扱いをしているため、その重要性は高い\*11。

以上のように、為替差損益に対する課税は所得課税上の基本的な論点に関わってくる。さらに、先の例でみたとおり租税条約も関わってくる。

\*9) なお、これに対して、控訴審判決は、為替差益は不動産の譲渡から生ずる収益とは区別されるべきであり、日仏租税条約5条は適用されないとしていた。

\*10) Pantaleo and Wilkie (2009); May et al. (2010).

### 3. 近年の裁判例

上記のような不動産取引という比較的単純な事例だけでなく、近年では、より複雑な外国への直接投資に関する事案について、為替差損益が問題となる事例が生じている。

対外進出のあり方としては、いくつかの事業形態が考えられる。これらの課税上の扱いは異なり、また、為替差損益の課税上の扱いも異なっている。そこで、以下では、支店形態及び子会社形態それぞれに関する事件を時系列に沿いつつ、いくつか紹介する。

#### 3.1. 外国支店と為替差損益：Deutsche Shell 事件\* 12

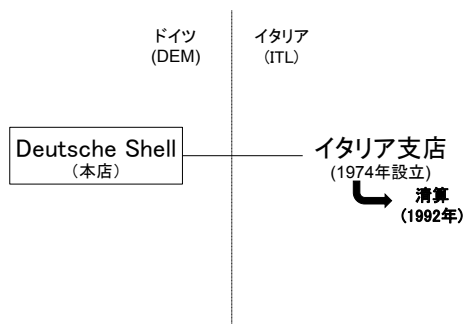
##### 3.1.1. 事案の概要

これは、欧州司法裁判所が2008年に判断を下した事件であり、その後の一連の裁判例に大きな影響を与えた重要な事件である。問題となったのは、外国支店を清算する際に生じた為替差損を控除できるかについてである。具体的には、次のとおりである。

ドイツに本店を有するDeutsche Shellが1974年にイタリア支店を設立し、その設立の際及びそれ以後に必要な資本をドイツマルクで拠出していた。イタリア支店では、課税所得をイタリアリラで計算していたが、ドイツ本店では、ドイツマルクで計算していた。そして、ドイツ本店では、支店への資本拠出や支店からの送金受取の際には、その時点の為替レートによって計算した額を資本相当額から増額又は減額していた。

1992年にイタリアにおける事業再編に伴い、イタリア支店が清算されることとなった。上記の

ようにドイツ本店とイタリア支店それぞれがイタリア支店の資本相当額を計算していたが、イタリアリラがドイツマルクに対して減価したことから、拠出した資本部分について多額の為替差損(約1.1億ドイツマルク)が生じていた。この為替差損をドイツ本店の所得から控除したところ、ドイツの課税庁がこの控除を認めなかったことから、争われたのが本件である。



このような控除が争われたのは、次のような事情による。一方のイタリアにおいては、イタリアリラで全て計算がなされているため、為替差損は生じていない。他方のドイツにおいても、この為替差損がイタリア国内にある支店という恒久的施設(permanent establishment, PE)の活動を通じて生じたものであるため、租税条約によって源泉地国であるイタリアにおいてのみ課税権があると考えられたためである\*13。

##### 3.1.2. 判決

欧州司法裁判所は、結論として、ドイツにおいて為替差損の控除を認めるべきとの判断を示した。もっとも、その理由はEC(EU)法を根拠とするものである点には注意が必要である。すなわ

\* 11) 以上の点に関連して、為替差損益をどのようにして計算するかという点も重要である。Arnold (2016) pp. 33-34は、為替差損益を譲渡利益又は譲渡損失の一部として、資産又は負債の取得価額と譲渡価額それぞれにその時点の為替レートを適用して計算するべきとする。これに対して、外貨によって譲渡利益又は損失を計算し、譲渡時の為替レートを適用する計算方法も考えられる。

さらに、取得価額と取得時と譲渡時の為替レートの変動の積を求めることによって、為替差損益部分を取り出すような計算方法も考えられる。

\* 12) Case C-293/06, Deutsche Shell GmbH v. Finanzamt für Großunternehmen in Hamburg, 2008 E.C.R. I-1129, ECLI:EU:C:2008:129.

\* 13) 事件時に適用された1925年独伊租税条約3条1では、PEの存在が認定されれば、PE所在地国内で稼得された所得について当該国(源泉地国)でのみ課税できることが定められていた。



ち、本件で争われていたのは、為替差損の控除を認めないことが、EC (EU) 法において保障されている開業の自由 (freedom of establishment) の制約に当たるかという点である。

この点について欧州司法裁判所は、為替差損の控除を認めない租税制度は、異なる通貨を使用する他のEU加盟国で事業を行うことの経済的リスクを増加させることから開業の自由を制約していると判断した。ただし、真の経済的損失 (“real economic loss”) があったことが前提とされており、その有無について国内裁判所が判断すべきであるとしている点には注意が必要である。

結果は以上のとおりであるが、ドイツ政府は次のような主張をしていた。まず、為替差益を生じた場合については課税していないのであるから、為替差損が生じた場合については、それと対称的に為替差損が控除されるべきでないことである。また、為替差損の控除を認めないのは、国外支店を課税しないこととした租税条約の課税権の配分に基づいた結果であるということである。しかし、いずれも欧州司法裁判所が受け入れるところとはならなかった。

なお、欧州司法裁判所の判決を受けて、2009年11月にドイツ財務省が本事件に関する見解を通告によって示している。すなわち、為替差損の発生が納税者によって証明された場合、国外支店等のPEを清算するときには為替差損の控除が認められるとした\*14。

### 3.1.3. 影響

本事件は支店形態による対外進出の事案であったが、その後、子会社形態による場合についても為替差損益に対する課税が問題となってきた。そこで、以下では、この点に関連する事案を二つ紹介したい。いずれも一定の子会社からの配当及びその株式の譲渡損益を課税対象外とする資本参加免税 (participation exemption) が関係するも

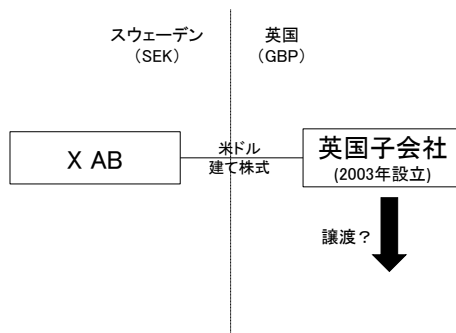
のである。

## 3.2. 資本参加免税と為替差損益 (1) : X AB事件\*15

### 3.2.1. 事案の概要

これは、2014年に欧州司法裁判所により判断された事案であり、子会社株式の売却に伴って生じる為替差損が控除できるかが、資本参加免税との関係で問題とされた。具体的な事実関係は次のようなものであった。

スウェーデンの親会社が、2003年に英国子会社を設立した。なお、この英国子会社の株式は米ドル建てで発行された。その後、何度か増資が行われたが、当初の資本を含め全てスウェーデンクローナによって行われた。英国事業の事業再編に伴いこの子会社株式の譲渡を検討していたが、問題となったのはスウェーデンクローナが米ドルに対して減価していたことにより生じていた含み為替差損の扱いである。



スウェーデンでは、一定の子会社株式の譲渡損益を課税しない資本参加免税が採用されていた。この資本参加免税の適用の結果、為替差損が控除できないことになりそうであった。そこで、資本参加免税によって為替差損を控除できないことが、EU法で保障されている開業の自由を制約するものであるかが争われた。

\*14) なお、欧州司法裁判所の判決及びドイツ財務省の通告に批判的な見解として、Kramer (2010) 参照。

\*15) Case C-686/13, X AB v. Skatteverket, ECLI:EU:C:2015:375. なお、この事件は、納税者が、仮定された事実関係について行政の公定解釈を求めるアドバンス・ルーリングに端を発するものである。

### 3.2.2. 判決

欧州司法裁判所は、為替差損を控除できないことについて、外貨建株式を発行する国内子会社を設立した場合と異なった取扱いをしているわけではないため、開業の自由の制約にあたらないと判断した。

以上が判断の核心であるが、さらに次の点も判決で述べられている。開業の自由が認められることは、EU加盟国が他の国の税制に合わせる措置を講ずる義務を負うことまでを意味するわけではない。そして、EU加盟国内に複数の通貨があり、また、資本をEU加盟国以外の通貨建てによって拠出することを認めている現状において、開業の自由を根拠にEU加盟国が為替リスクを考慮する義務まで負わない。

その上で、Deutsche Shell事件との関係については、前提が異なるとして区別した。すなわち、Deutsche Shell事件は、租税条約の適用がなければ、為替差益に対して課税し、為替差損を控除する事情の下で判断されたものである。これに対し、本件の事実関係の下においては、国内法上、為替差益に課税せず、為替差損は控除されない。

### 3.3. 資本参加免税と為替差損益 (2)

最後に、オランダで問題となっている為替差損益と資本参加免税に関わる事案について紹介する\*16。この事案は、本稿執筆時点では、未だ係争段階にあり、最終的な結論は明らかではないものの、一連の裁判例と関係するため紹介する。

この事件でも、先の事件と同様にEU法の解釈が争われている。つまり、事案の解決の先決問題として、EU法上の問題を明らかにする必要があった。そこで、2016年7月8日にオランダの最

高裁は、EU法上の問題に関する解釈を求めて、欧州司法裁判所に先決問題を移送することを決定した\*17。

#### 3.3.1. 背景

本事件の具体的内容を説明する前に、事件の背景について説明する。

オランダでは、既に1982年に最高裁が為替差損益については資本参加免税の対象であるとの判断を示していた\*18。つまり、資本参加免税が適用される結果、為替差益については課税されず、為替差損については控除されない。

しかしながら、Deutsche Shell事件に関する欧州司法裁判所の判断がその後に示されたのは上でみたとおりである。そこで、この判決を受けて、オランダでは、資本参加免税との関係で為替差損益に関する新たな規定が法律に設けられた\*19、20。

その規定の内容は、仮に過去に為替差損を控除していたのであれば、将来的に生じうる為替差益について資本参加免税の対象から外れ、課税するというものである。このような規定が設けられた背景には、欧州司法裁判所のDeutsche Shell事件の判決が為替差損の控除を認めたことから、多くの納税者がそれを根拠に株式の譲渡等に伴って生じた為替差損を控除していたという事情がある\*21。

#### 3.3.2. 事案の概要及び争点

以上のような背景の下、オランダ親会社の間接子会社である英国子会社 (UK Ltd) に拠出していた資本に関して生じた為替差損を控除できるかについて争われている。この英国子会社は、オランダの連結納税グループ (fiscal unity) が直接

\* 16) HR 8 July, 2016, ECLI:NL:HR:2016:1351.

\* 17) 本事件の簡潔な紹介として、Loyens & Loeff (2016) 参照。

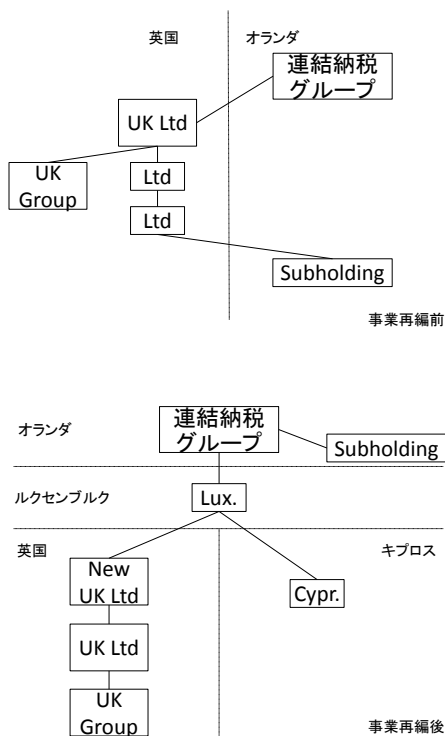
\* 18) 配当の支払決定から実際の支払時まで生じた為替差損に関して控除ができないとの判断が示された (Niekel (2009))。

\* 19) Kok (2011).

\* 20) なお、2011年の改正であったため、2014年のX AB事件に関する判断が下される前のものである。

\* 21) Meussen (2016).

資本を拠出していたが、事業再編の結果、ルクセンブルク子会社と別の英国子会社を通じて間接的に保有されることとなった。この事業再編の際に生じた為替差損について争われているのが本件である。



資本参加免税と為替差損益との関係については、上述の立法的な対処に加え、その後、X AB事件に関する欧州司法裁判所の判断が示されている。すなわち、たとえ資本参加免税の適用によって為替差損の控除が認められないとしても、開業の自由を反しないと判断がなされており、EU法上の問題もないと理解されていたところで

ある。

本件で争点とされたのは、外国子会社がオランダの連結納税制度の適用対象とされていないために、為替差損の控除ができない点についてである。

そもそも、上述のとおり(3.3.1.)、オランダの資本参加免税制度の下では、オランダの連結納税グループが別のEU加盟国にある子会社に関して生じた為替差損を控除することは認められていない。しかし、仮に本件のような外国子会社について連結納税制度が適用されたならば、外国子会社に拠出した資本に関して生じた為替差損について控除することが認められることとなる\*22。

そこで、欧州司法裁判所に判断が求められているのは次の点についてである。

第一に、オランダの連結納税制度の対象となるオランダ子会社の為替差損については控除を認めているにもかかわらず、オランダ以外のEU加盟国内に設立された子会社について生じた為替差損の控除を認めないことが、EU法で保障されている開業の自由を反するかという点である\*23。

第二に、もし第一点目が肯定されるならば、(1) 間接保有する子会社の為替差損についても控除を認めるべきか、(2) 争われている課税年度以前に生じた為替差損についても控除を認めるべきか、という点である。

### 3.4. 小括

以上、外国への直接投資の事例について欧州におけるいくつかの裁判例を概観した。国外への直接投資に関して生じた為替差損益の課税上の扱いについては未だはっきりしない点が多い。特に本

\*22) 英国子会社にオランダの連結納税制度が適用された場合、PEと同様の計算方法によって所得の計算がなされる。すなわち、英国子会社の所得は、PEの場合と同様にいわゆる純資産法(net worth method)によって算定されることとなる。そのため、資産及び負債について為替差損益がその所得計算にあたって考慮されることになる。したがって、為替差損が生じている場合にはメリットがある。

\*23) この主張の背景には、連結納税制度に関する欧州司法裁判所の判決がある(Case C-386/14, Groupe Steria, ECLI:EU:C:2015:524)。フランスは、フランスの親会社がフランス以外のEU加盟国にある子会社から受け取る配当を95%益金不算入としていた。これに対し、フランスの連結納税制度が適用される場合、フランス国内の子会社からの配当を全額益金不算入としていた。欧州司法裁判所は、このようなフランスの連結納税制度は、開業の自由を反すると判断した。

支店間の内部取引や会社グループ内の取引から生ずる為替差損益の扱いをどう考えるかは難しい。

## 4. おわりに

本稿では、諸外国の為替差損益に対する課税が問題となった事例を紹介した。論点自体は租税条約の解釈やEU法に関わる技術的な点もあり、わかりやすいものではなかったかもしれない。しかし、為替差損益に対する課税がそれほど容易なものでないことは示されたであろう。

結果的に、扱った裁判例は欧州の事件が中心となってしまったが、為替差損益に対する課税が争われているのは欧州に限られるわけではなく\*24、問題となっているにもかかわらず裁判例として顕在化していない可能性もあろう。

ある国において所得の算定や納税に用いられる通貨と実際の取引に用いられる通貨が一致しないことが頻繁に起こりうる現状において、課税上、為替差損益の問題が生じうることは避けられないであろう。租税は金銭によって納付されることから明らかなように通貨制度の上に成立している。為替差損益に対する課税が問題となる局面では、租税と通貨制度の関係性がよく現されていると考えられるのではないだろうか。

### 参考文献

- 神田秀樹 (2004) 「通貨法についての整理と展望」, 金融法務事情 1715号, 19頁
- Arnold, Brian J. (2016), *International Tax Primer* (Third ed.), Wolters Kluwer.
- Cortot-Boucher, Emmanuelle (2016), "France : Société DGFP Zeta," in Michael Lang et al. (eds.), *Tax Treaty Case Law around the Globe 2015* (IBFD and Linde), pp. 91-94.
- Kok, Reinout (2011) "Introduction of Deutsche Shell Legislation in the Netherlands," *Derivatives & Financial Instruments*, 13 (5) : 298-300.
- Kramer, Jörg-Dietrich, (2010), "Germany's Reaction to the ECJ's Shell Case," *Tax Notes*

- International*, 57 (10) : 863-864.
- Loyens & Loeff (2016), "Tax Flash : Preliminary questions to the EU Court of Justice about the consequences of the Grope Steria case for the Dutch tax consolidation regime (fiscal unity)" <http://www.loyensloeff.com/en-us/news/publications/flashes/tax-flash-preliminary-questions-to-the-eu-court-of-justice-about-the-consequences-of-the-groupe-steria-case-for-the-dutch-tax-consolidation-regime-fiscal-unity>
- May, Gregory et al., (2010), "Foreign Exchange Issues in International Taxation," *Bulletin for International Taxation*, 64 (2) : 77-97.
- Meussen, Gerard (2016) "The (Non-) Deductibility of Currency Losses." *European Taxation*, 56 (6) 262-265.
- Niekel, Silvain, (2009), Netherlands, in *International Fiscal Association, Foreign Exchange Issues in International Taxation, Cahiers de droit international fiscal, Vol. 94b*, 461-481.
- Pantaleo, Nick and Wilkie, J. Scott, (2009), "General Report", in *International Fiscal Association, Foreign Exchange Issues in International Taxation, Cahiers de droit international fiscal, Vol. 94b*, pp. 17-55.

\*24) 為替差損益それぞれが裁判で争われたわけではないが、借入金の通貨の認定が争点となったオーストラリアの事件がある (*Chevron Australia Holdings Pty Ltd v Commissioner of Taxation* (No 4), [2015] FCA 1092)。この事件では、アメリカ子会社のドル建てによる借入金が、オーストラリアドル建てでオーストラリア親会社へ貸し出された事例である。オーストラリアドル建てによる利率の方が高いため、借入金利息の控除によってオーストラリア親会社の所得を減らすことができる。